

## 〇つくば市外部公益通報に関する要綱

平成19年3月16日

告示第91号

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部公益通報を適切に処理するため、つくば市が講じるべき措置を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的とする。

（令5告示276・一部改正）

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（つくば市職員等公益通報に関する要綱（平成19年つくば市告示第90号）第2条第1号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (3) 外部公益通報 労働者等が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有するつくば市の機関に対して行う法第2条第1項に定める公益通報をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報をした労働者等をいう。

（令5告示276・一部改正）

### (通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報又はこれに関する相談（以下「外部公益通報等」という。）は、市長公室広報戦略課広聴室（以下「広聴室」という。）において受け付けるものとする。ただし、外部公益通報が広聴室以外の所管課にあった場合は、当該所管課がこれを受け付けることができる。

(平25告示223・平26告示385・平27告示390・平30告示387・令5告示276・  
一部改正)

(通報の受付及び措置等)

第4条 外部公益通報は、文書、電子メール、ファックス又は面談によるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認める通報及び外部公益通報に該当しないと認める情報は、これを受け付けない。

2 外部公益通報を受け付けた市長公室広報戦略課広聴室長（以下「広聴室長」という。）は、外部公益通報受付書（様式第1号）に所定の事項を記載し、外部公益通報受付書の原本を所管課に送付するものとする。

3 所管課の長は、第3条ただし書の規定により通報を受け付けた場合には、外部公益通報受付書に所定の事項を記載し、外部公益通報受付書の写しを広聴室に送付するものとする。

(平25告示223・平26告示385・平27告示390・平30告示387・令5告示276・  
一部改正)

(受理・不受理の通知)

第5条 所管課の長は、第3条ただし書の規定により受け付けた通報又は広聴室から送付された通報を外部公益通報として受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理又は不受理について、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 所管課の長は、外部公益通報の内容を確認し、所管課において当該通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う権限が無いと認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

(平25告示223・平26告示385・平27告示390・平30告示387・令5告示276・  
一部改正)

(調査の実施)

第6条 所管課の長は、調査する必要があると認めるときは、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で、調査を開始しなければならない。

2 所管課の長は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報調査結果報告書(様式第3号)により、広聴室長に提出するものとする。

(平25告示223・平26告示385・平27告示390・平30告示387・一部改正)

(調査結果に基づく措置)

第7条 所管課の長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認された場合は、法令に基づく処分その他適当な措置(以下「措置」という。)を講じなければならない。

2 所管課の長は、前項の措置の内容及び是正結果を外部公益通報措置結果報告書(様式第4号)により、広聴室長に提出するものとする。

(平25告示223・平26告示385・平27告示390・平30告示387・一部改正)

(措置結果等の通知)

第8条 所管課の長は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を外部公益通報調査・措置結果通知書(様式第5号)により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 所管課の長は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(令5告示276・一部改正)

(協力の義務)

第9条 所管課の長は、外部公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、調査に協力できないことについての正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合においては、各所管課の長は、連携して調査し、措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、通報対象事実に関係する各所管課間で協議し、最も関連が深いとされた所管課の長が行うものとする。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、前年度の外部公益通報の件数について、毎年度公表しなければならない。

(令5告示869・一部改正)

(秘密保持の徹底)

第11条 通報者に関する情報は、非公開とする。

2 外部公益通報の処理又は相談に当たる職員は、外部公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。当該職を退いた後も、同様とする。

3 外部公益通報の処理又は相談に当たる職員は、自らが関係する事案の処理又は相談に関与してはならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第223号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第385号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第390号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第387号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第276号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年告示第869号）

この告示は、公表の日から施行する。

## 外部公益通報受付書

通報日	年 月 日		
通報者氏名		通報者電話番号	
通報者住所			
※事業所(者)名		事業所電話番号	
※事業所(者)所在地			
事業所(者)での所属等	<input type="checkbox"/> 社員(パート・アルバイトを含む。) (部署 役職 ) <input type="checkbox"/> 派遣労働者(派遣先 ) <input type="checkbox"/> 取引先(取引関係社名 部署 )		
在職・退職の別	在職・退職 ※ 退職している場合は、通報日前1年以内に在職していたときに限り、公益通報をすることができます。ただし、役員として在職していた場合は、退職後に公益通報をすることはできません。		
※希望する連絡方法	・連絡方法 電話・電子メール・FAX・郵送・その他( ) ・連絡先 自宅・(携帯)・職場・その他( )		
※件名			
具 体 的 内 容	※ ①通報対象事実は(生じている・生じようとしている・その他( )) 内容(日時、場所、内容、目的、原因等を確認) 対象となる法令違反等 ②通報対象事実を知った経緯 ※ ③通報対象事実が法令違反等になる理由 ④特記(留意)事項		
	※ 証拠書類又は証拠物(あり( )・なし)		
通知の希望の有無	・受理・不受理の通知(希望する・希望しない) ・措置結果等の通知(希望する・希望しない)		
受付年月日	年 月 日		
所管課		受付者職氏名	

## 備考

- 1 文書、電子メール、ファックス又は面談により受け付けます。
- 2 ※が付いている項目が不明な場合は、公益通報として受け付けられないことがあります。

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

所管課長

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた公益通報の対応は、次のとおり決定したのでつくば市外部公益通報に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 件 名

2 結 果

- (1) 公益通報として受理し、当該対象事実について調査を開始しました。
- (2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理といたしました。  
不受理の理由
- (3) つくば市には処分及び勧告を行う権限がないため、次のところに通報してください。  
通報先

様式第3号(第6条関係)

取扱注意

年 月 日

広聴室長 様

所管課長

外部公益通報調査結果報告書

調査期間	年 月 日～ 年 月 日		
受付番号		通報者名	
通報内容			
調査方法 (該当項目に○印を付ける。)	1 通報者からの情報収集 2 通報対象となった事業者から既に提出されている文書の調査 3 報告徴収 4 立入り検査 5 その他( )		
調査結果	事実の有無 <input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし 調査状況		
特記事項			

受付番号欄は、外部公益通報受付書の番号と同一番号を記載すること。

調査結果報告書には、必要に応じ、調査資料等を添付すること。



様式第4号(第7条関係)

取扱注意

年 月 日

広聴室長 様

所管課長

外部公益通報措置結果報告書

措置年月日	年 月 日		
受付番号		通報者名	
通報内容			
法令に基づく措置その他適当な措置の内容			
是正結果			
特記事項			

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

所管課長

外部公益通報調査・措置結果通知書

調査受付日	年 月 日	受付番号	
調査結果			
措置の内容 及び 是正結果			
その他 参考事項			

本件措置に関する問合せ先  
つくば市  
担当者  
電 話